経済安全保障に対する税関の取組みについて

(輸出貿易管理令)

~秋期税関実務研修~

(日本関税協会名古屋支部主催)

令和4年11月



名 古 屋 税 関 業務部特別審査官

本日の説明事項

- ◇ 安全保障貿易管理
- ◇ 外国為替及び外国貿易法
- ◇ 輸出貿易管理令 別表第1 別表第2(対北朝鮮、ロシア等制裁)



他法令

他法令は、貨物の輸出入の最終的な取締官庁である税関 が貨物の現物に即し、確認する必要があることから関税法 第70条(証明又は確認)が制定されている。

第1項

(証明義務)

●他の法令の規定により輸出に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるものを必要とする貨物については、輸出申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

第2項

(確認を受ける義務)

● 他の法令の規定により輸出に 関して検査又は条件の具備を 必要とする貨物については、 税関における<u>必要な検査又は</u> 審査の際、当該法令の規定に よる検査の完了又は条件の具 備を税関に証明し、その確認 を受けなければならない。

証明がされず、確認を受けられない貨物については、 輸出を許可しない。(第3項)

外国為替及び外国貿易法(外為法)

第1条(目的)

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

輸出貿易管理令

別表1関係(輸出許可)



安全保障貿易管理

別表2関係(輸出承認)



需給調整、国際協定

貨物の輸出(外為法第48条)許可

外国為替及び外国貿易法

(輸出の許可等)

第48条1項 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

輸出貿易管理令

(輸出の許可)

- 第1条 <u>外国為替及び外国貿易法(以下「法」という。)第48条第1項</u>に規定 する<u>政令で定める特定の地域</u>を仕向地とする<u>特定の種類の貨物</u>の輸出は、 <u>別表第1中欄に掲げる貨物</u>の<u>同表下欄に掲げる地域を仕向地</u>とする輸出と する。
 - 2 <u>法第48条第1項</u>の規定による<u>許可を受けようとする者</u>は、<u>経済産業省</u> <u>令で定める手続</u>に従い、当該許可の申請をしなければならない。

貨物の輸出(外為法第48条)承認

外国為替及び外国貿易法

(輸出の許可等)

第48条3項 特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、

- ・国際収支の均衡の維持のため
- 外国貿易及び国民経済の健全な発展のため
- 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に実行するため
- 国際平和のための国際的な努力に我が国として関与するため、又は
- ・<u>第10条第1項の閣議決定を実施するために必要な範囲内</u>で 政令で定めるところにより<u>承認</u>を受ける<u>義務</u>を課すことができる。

輸出貿易管理令

(輸出の承認)

- 第2条 次の各号のいずれかに掲げる貨物の輸出をしようとする者は、経済産業 省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
 - 1. <u>別表第2</u>中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出
 - 1の2. <u>別表第2の2</u>に掲げる貨物(略)の北朝鮮を仕向地とする輸出
 - 2. 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約(略)による 貨物(略)の輸出。

輸出貿易管理令に係る「税関の役割」

輸出貿易管理令

(税関の確認等)

第5条

税関は、経済産業大臣の指示に従い、 貨物を輸出しようとする者が法第48条 第1項の規定による許可若しくは第2条 第1項の規定による承認を受けていること 又は当該許可若しくは承認を受けることを 要しないことを確認しなければならない。

2 (略)



税関には、輸出許可等を確認する義務がある。

輸出の時点



保税地域

海岸線

船舶

工場等

(輸出手続の流れ)

【外為法上の輸出の時点】

貨物を本邦から外国へ向けて送付するために 船舶又は航空機に積み込んだ時



ハンドキャリーでの持ち出しも輸出

輸出の時点(既遂)外為法上の

安全保障貿易管理について

(輸出貿易管理令)

安全保障貿易管理とは

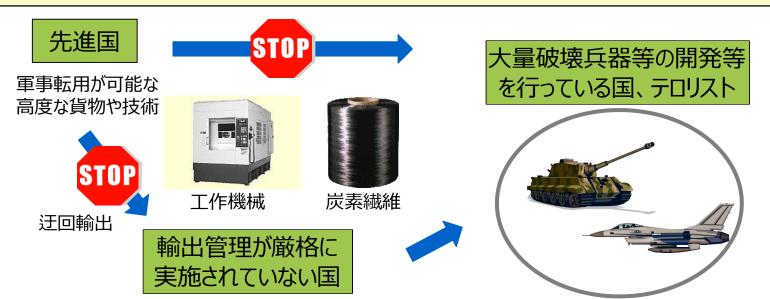
※経済産業省作成資料

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※1や通常兵器の開発 等※2を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組(国際輸出管理レジーム)により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき、輸出管理等※3を実施。

目的 我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

手段

武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



※1「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう ※2「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう

※3「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう

国際輸出管理レジームの概要

※経済産業省作成資料

国際的枠組

大量破壊兵器関連

国内の

枠組

条約

そのものを規制核兵器、生物化学兵器

核兵器関連

NPT

核兵器 不拡散 条約 Nuclear Nonproliferation Treaty

- •70年発効
- •191力国締約

生物•化学兵器関連

BWC

生物兵器 禁止条約

Biological Weapons Convention

- •75年発効
- •182力国締約

CWC

化学兵器 禁止条約

Chemical Weapons Convention

- •97年発効
- •193力国参加

ミサイル関連

通常兵器関連

通常兵器 関連

外国為替及び 外国貿易法

- •輸出貿易管理令 (貨物)
- •外国為替令 (技術)

国際

輸出管理 レジーム

品等兵大 の制 制 が 制 並 被 命の輸出を管理等に用いられる技術や汎用共器並びにそれらの開発共器並及の開発

NSG

原子力 供給国 グループ

Nuclear Suppliers Group

- •78年発足
- •48力国参加

AG

オーストラリア ・グループ

Australia Group

- •85年発足
- ·42力国+EU参加

MTCR

ミサイル技術 管理レジーム

Missile Technology Control Regime

- •87年発足
- •35力国参加

WA

ワッセナー・アレ ンジメント

The Wassenaar Arrangement

- •96年発足
- •42力国参加

防衛装備 移転三原則

民生用途として輸出した貨物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれ

	懸念用途	民生用途			
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造	自動車の製造や切削			
シアン化ナトリウム	化学兵器の 原材料	金属めっき 工程			
ろ過器	細菌兵器製造 ための 細菌抽出	海水の淡水化			
炭素繊維	ミサイルの 構造材料	航空機の 構造材料			

※経済産業省作成資料

		キャッチオール規制				
	リスト規制	大量破壊兵器等 (平成14年4月~)	通常兵器 (平成20年11月~)			
規制対象	政令で定める品目 武器、機微な汎用品(原子 力・生物・化学兵器・・ミ サイル関連品目、先端材料、 工作機械、等)		規制品目以外の全品目 品、木材等を除く。)			
対象	全地域	下記(A)を除く全地域	下記 (B) の国	下記 (A) 及び (B) を除く全ての国 (C)		
許可が必要となる要件	_	大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1.経産大臣からの通知 2.輸出者の判断 ①仕向先等の用途 ②仕向人・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に 用いられるおそれが ある場合 1.経産大臣からの通知 2.輸出者の判断 ①仕向先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1.経産大臣からの通知		

- (A):各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国 【計26カ国】:輸出令別表第3(グループA)
 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
- (B):国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】:輸出令別表第3の2アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南ス一ダン、スーダン
- (C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国 大韓民国、イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

リスト規制

※経済産業省作成資料

輸出しようとする貨物が「輸出令・別表第1」の1~15項、又は 提供しようとする技術が「外為令・別表」の1~15項の品目に該当し、 かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、経済産業大臣の 許可が必要となる制度。

- 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられる おそれの高いものを規制
- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令」
 に規定された仕様(スペック)※に該当する場合は<u>必ず輸出等の許可が</u>
 必要

用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や

日系企業への輸出等でも許可が必要!

- 全地域向けが対象
- 輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。
 - ※貨物等省令:リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令 (=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

(参考) リスト規制一覧①

2021年1月27日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
Д	×1	Д	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
1 武器	器加工			(/		(/	
			2 測定装置	(46) 放射線影響防止テレビカメラ・レンズ		(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの 部分品等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(0)	ᇣᇮᄴᇛᇮᅀᅼᆉᄝᄷ	(14)		(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(2)	爆発物·発射装置等	,	アイソスタチックプレス等	(49) (50)	白金触媒	(18の2) (19)	ロケット・UAV用熱電池
(3) (4)	火薬類・軍用燃料 火薬又は爆薬の安定剤	(15) (16)	ロボット寺 振動試験装置等	(50)	トレニウム等の一次製品	(20)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計 ロケット・UAV発射台・支援装置
(5)	大楽又は爆楽の女正用 指向性エネルキー兵器等	(10)	振剄 振製 振製 振製 振製 振製 振製 振製	(51)	レー・ノム寺の一次製品 防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
, ,	運動エネルキー兵器等	(17)	ガス速心が確機ローダ用構造材料 ベリリウム	(52)		(21)	ロケットド・OAV用無縁逐柄測定装直他 ロケット搭載用電子計算機
(6) (7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(18)	ヘリプンム 核兵器起爆用アルファ線源用物質	3 化单	2 兵器	(22)	ロケット・OAV用A/D変換器
(8)	軍用船舶等	(20)	核共奋起爆用アルノア緑源用物頁 ほう素10		軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と	(23)	ログット・UAV用A/D変換器 振動試験装置等、空気力学試験装置
(9)	軍用航空機等	(21)	は7条 0	(1)	単用化学製剤の原料、単用化学製剤と 同等の毒性の物質・原料	(24)	振到政策表直寺、至式刀子政策表直 - 燃焼試験装置他
(10)	東州加至俄寺 防潜網・魚雷防御網他	(21)	依然科物員製造用遠元剤・酸化剤 るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	・
(10)	接甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(22)	のフに ハフニウム	(3)		(25)	日次・電波・光の減少材料・装置
(11)	軍用探照灯・制御装置	(23)	リリチウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(26)	目版・电版・元の減少材料・表直 ロケット・UAV用IC・探知装置・レート・ーム
		ν= .,	「タングステン	3 の 2	生物兵器	(26)	ロケット・UAV用IC・採知装直・レートーム
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25) (26)	ダングステン ジルコニウム			5 先端材料	
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用 化学物質混合物	(26)				(1)	ふっ素化合物製品
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽 ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(2)	細菌製剤用製造装置等	(2)	かつ系化合物製品 (削除)
(14)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(29)	ガヘ速心力離破ローラ表担表直守 遠心力式釣合試験機	4ミサ	・イル	(3)	「門」 「門」
(16)	年用人業規の表現・試験表見寺 兵器製造用機械装置等	(30)		(1)	ロケット・製造装置等	(4)	万省族ホックイミト級品 チタン・アルミニウム合金成形工具
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィファントワインティンテ表直等 レーザー発振器	(1 <i>0</i> 2)	ロソット・表達表直等 無人航空機(UAV)・製造装置等	(5)	デラン・ルミニッムロ 並成ル工兵 チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等
(17)	単用人工単生又はての即方面	(32)	レーリー光派品 質量分析計・イオン源	(2)	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	(6)	金属性磁性材料
2 原 -	子力	(33)	東里ガが同じてイタン/赤 圧力計・ベローズ弁	(3)	11771、砂寺衣屋・八歌衣屋寺 推進装置等	(7)	立属に駆にがわ
(1)	核燃料物質・核原料物質	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(4)	近点ならず しごきスピニング加工機等	(8)	超電導材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(35)	真空ポンプ	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(9)	(削除)
(3)	重水素·重水素化合物	(350)2)	スクロール型圧縮機等	(5Ø2)	ポンプに使用できる軸受	(10)	潤滑剤
(4)	人造黒鉛	(36)	直流電源装置	(6)	推進薬・原料	(11)	振動防止用液体
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(37)	世州電源表世 電子加速器・エックス線装置	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(12)	冷媒用液体
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(38)	電子が返端 エンノハ (水表) 衝撃試験機	(8)	粉粒体用混合機等	(13)	セラミック粉末
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(14)	セラミック複合材料
(8)	周波数変換器等	(40)		(10)	複合材料製造装置等	(15)	よりシオルカ・ノシラン・ホ・リシラサ・ン他
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(11)	ノズル	(16)	たっている・・方 香族ポリアミト・イミト・他
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(42)	光電子増倍管	(12)	・・・・・ ノズル・再突入機先端部製造装置他	(17)	ふっ化ポリイミド等
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(43)	中性子発生装置	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
(11)	しごきスピニング加工機等	(44)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(14)	複合材用の炉・制御装置	(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニジン他

(参考) リスト規制一覧②

2021年1月27日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
a 44 de	M 4	(20)	アルミニウム・カ・リウム他の有機金属化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
6 材料	斗加 工	(20)	燐・砒素他の有機化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(2)	数值制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(80)2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	(23)	多結晶の基板	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・	(4)	無人航空機等
(4)	アイソスタチックプレス等	。 事 =	∠計算機	(9)	校正装置他	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定
(5)	コーティング装置等	8 电 7	一計身饭	(9の2)	水中検知装置	(3)	装置・検査装置等
(6)	測定装置等	(1)	電子計算機等	(10)	重力計・重力勾配計	14 ~	Д #h
(7)	ロボット等	(1)	电丁可异极寸	(11)	レーダー等	14 7	O) iiii
(8)	フィードバック装置他	9 通信	-	(11の2)	光センサー製造用マスク・レクチル	(1)	 粉末状の金属燃料
(9)				(12)	光反射率測定装置他	(1)	が大阪の並属系行
(0)	「大	(1)	伝送通信装置等	(13)	重力計製造装置•校正装置	(2)	火薬·爆薬成分、添加剤·前駆物質
7 7 1 4	クトロニクス	(2)	電子交換装置	(14)	光検出器·光学部品材料物質他	(3)	ディーゼルエンジン等
1		(3)	通信用光ファイバー	11 单六	法装置	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(4)	〈削除〉	יו אויי		(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の2)	監視用方向探知器等	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の3)	無線通信傍受装置等	(3)	慣性航行装置	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル				電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4の2)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品 サイリス	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・ 製造装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微品目	
(8の2)	ターデ・バイス・サイリスターモシ・ュール					10 1/30	I I
(8の3)	電力制御用半導体素子	(7)	暗号装置等	12 海	洋関連	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8 0 4)	光変調器	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	413			
(9)	サンプリングオシロスコープ	(9)	(削除)	(1)	潜水艇	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(10)	アナログデジタル変換器	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(11)	デジタル方式の記録装置			(3)	水中回収装置	(4) (4 <i>O</i> (2)	デジタル伝送通信装置等
(12) (13)	信号発生器 周波数分析器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定 装置	(4) (5)	水中用の照明装置水中ロボット	(5)	簡易爆発装置の妨害装置 水中探知装置等
(14)	「			(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(14)	原子周波数標準器	10 セン	ノサー等	(7)	公用	(0)	ナ田州元快山谷 送信するパルス幅が100ナノ秒以下の
(15 <i>0</i>)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(1)	水中探知装置等	(8)	四	(7)	
(16)	半導体製造装置等	(2)	小中採和表直寺 光検出器・冷却器等	(9)		(8)	潜水艇
(17)	マスク・レチクル等	(3)	た快山谷・中却俗寺 センサー用の光ファイバー	(10)	対害用水中音響装置	(0)	1日 / 1/原を
(17) (17の2)	マスク製造基材	(4)	電子式のカメラ等	(10)	加口加小丁日日农民	(9)	船舶用防音装置
(18)	半導体基板	(5)	臣丁氏のカバノ寺	12 ##	進装置		 ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、
(19)	十等体委似 レジスト	(6)	文別 頭	りが	正 衣 但	(10)	複合サイクルエンジン等

リスト規制の注意点

1. 複数の項目によって規制される場合がある!

例1 炭素繊維



遠心分離機の材料、ミサイル材料、通常兵器の材料として規制! (2項-17、4項-15、5項-18、13項-3など)

例2 工作機械



核兵器関連



2項(12)1

※2項のスペックに照らし非該当であっても 6項で該当となる可能性!

通常兵器関連



6項(2)

例3 衛星放送用のICチップウェハ

7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の 両方の項番で規制。

リスト規制の注意点 (続き)

2. 最新の規制リストを参照する!(原則毎年、部分的に改正)



最新のリスト改正は2022年12月6日施行



<u>輸出時点における規制</u> リストの参照が必要!

3. 部分品、附属品にも注意!



- 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の 部品や附属品を輸出する場合であっても規制される。
- 4. 「GPS」など、一般的に使用されている名称が リスト記載されていない場合がある!



4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

~貨物等省令第3条19号~ 「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの イ~ロ(略)

ハ <u>衛星航法システム(全地球航法衛星システム及び地球航法衛星システムを含む。)</u> からの電波を受信する装置であって、

次の(-)若しくは(-)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品(-)~(-)(略)

該非判定とは

輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む)が リスト規制貨物等に該当するものであるか否かを判定すること。

品目名と仕様(スパック) により該非判定

輸出令 別表第1 対象貨物

項番	輸出許可品目名
2 原子	л
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等▲◆
(12)	1-数值制御工作機械 2 測定装置

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様 (スペック)を確認

上記①②とも該当する場合は リスト規制貨物に該当

※該非判定は、ダブルチェック体制で行う。

貨物のマトリクス表

輌出	輸出令第2項			貨物等省令第1条	
項番		項目		項番	項目
	,		E.		輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当する ものとする。

輸出令 核兵器の開発 第2項 又は製造に用 いられる工作機

(12) 機その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を

> 行うことができ る工作機械

2 測定装置(エ 作機械であつて 測定装置として 使用することが できるものを含 む。)

イ 旋削をすることができる工作機械であって、次の(一)及び(二)に該当するもの((三<mark>)</mark>に該 当するものを除く。)

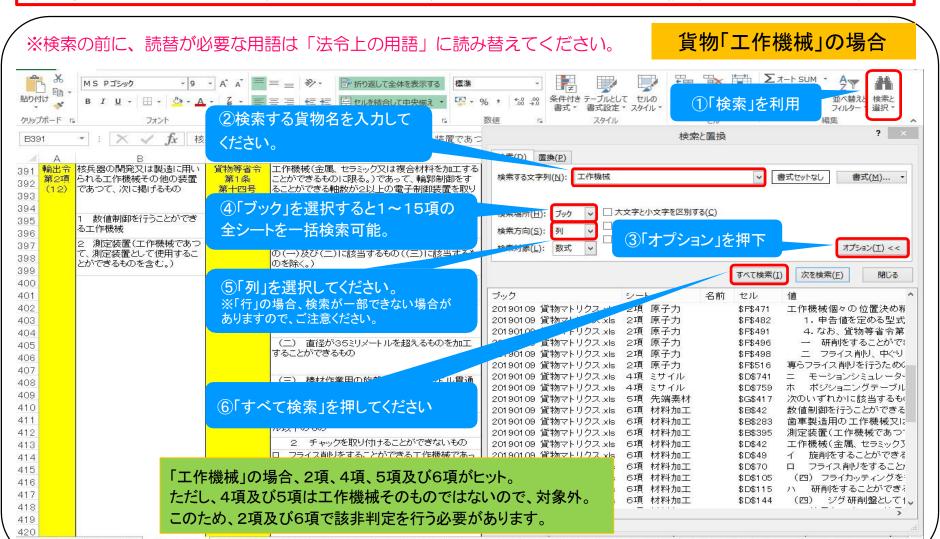
- (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリートル未満のもの
 - (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの
- (三)棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであって、次の1及び2に該当するもの
- 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの
- 2 チャックを取り付けることができないもの

ロ フライス削りをすることができる工作機械であって、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に該当するものを除く。)

- (一) 国際規格ISO230/2(1988) で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.0063 以上としま満のもの
- (二)輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの
- * 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。
- *安全保障貿易管理HPの貨物又は技術のマトリクス表により参照可能。

貨物マトリクスの利用方法(貨物の検索)

「貨物のマトリクス表」で、貨物の検索を行います。 輸出貨物について、名称だけでなく、機能なども含め幅広に検索してください。



3項 化学兵器 3の2項 生物兵器 4項 ミサイル 5項 先端素材 6項 材料加工 7項 ェレクトロニクス 8項 電子計算機

該非判定の方法

◎項目別対比表:すべての項に対応 (政省令の条文そのもの)

◎ハ° ラメータ シート

: フローチャート形式で、 特定の項番のみに対応

(条文そのものを熟知していなくても、 一通りの判定ができる構造)

◎該非判定書

:判定書の発行は任意(様式は自由)

項目別対比表

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

	貨物名:					
	メーカー名:					
©CISTEC	型及び銘柄	:				
$2015. \ 10. \ 01$ (1 / 1)						
次に掲げる貨物であつて、						
経済産業省令で定める仕様のもの	判 定 欄	注釈	記	入 欄		
4- (22) ロケット搭載用の電子計算機						
[省令] 第3条 輸出令別表第1の4の項の	該 当 〇					
経済産業省令で定める仕様のものは、	非該当 ×					
次のいずれかに該当するものとする。	対象外 -					
二十三 500キログラム以上のペイロードを	[]		数値()	
300キロメートル以上運搬することができる			数値()	
ロケットに搭載するように設計した						
アナログ電子計算機又は <u>デジタル電子計算機</u>						
であって、						
次のいずれかに該当するもの						
イ 零下45度より低い温度から55度を超える温度まで	[]		数値()	
使用することができるように設計したもの						
ロ 全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる	[]		数値()	
放射線照射に耐えることができるように設計したもの						
	判定結	果	□該当	□非該当		
作成責任者: (作成年月日: 年 月 日)	該当項番					
	① 輸出令別]	
会 社 名	② 貨物等省令の条項号等の番号等				٦	
所属・役職	L []	
(フ リ カ゛ ナ)						
氏 名 印						

パラメーターシート

輸出令の該非判定用パラメータシート 輸出令別表第1の4の項(22)(省令第3条第二十三号)				_
「ロケット搭載用の電子計算機」 貨 物 名:		CISTEC 2015	. 10. 01	
メーカー名: 型及び等級:		ハ [°] ラメータ シート 木兼三弋: 言亥 〕 ョ		(P1/1)
空及び等級:	(3	平成27年10月1日施	亍政省令 等	穿対応)
質 問 事 項	回	答	仿情	考
《省令第3条第二十三号》				
5 0 0 キログラム以上のペイロードを 3 0 0 キロメートル以上運搬することができるロケットに搭載するように設計したアナログ電子計算機又はデジタリ電子計算機であるか?	□ いいえ	口 は い	ロケット ル)に搭i ンピュー	載するコ
「はい」と答えた場合) イ 零下45度より低い温度から55度を超える温度まで 使用することができるように設計したものか? ()内に使用温度範囲を記入する。	□ いいえ	は い	~ (°	°C)
ロ 全吸収線量がシリコン換算で50万ラド(5,000グレイ)以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したものか?()内に全吸収線量を記入する。	□ いいえ	□はい		万ラド) グレイ)
以上の結果、省令第3条第二十三号に該当するか?	□ 非該当 (注1)参照			
(注1)本項番に非該当の場合、輸出令別表第1の80 (注2)本項番に該当の場合は、輸出令別表第1の80 提出用パラメータシートの様式:該貨コー〇(判定項 (注3)備考欄の()内には数値等を記入する(数値 個々の実測値ではない)。 ただし、関連する機能がないかあるいは計算す 記入不要。	の項で判定する 番 1. にレヌ(直は設計値又は	必要がない。 よ×を記入)と該貨 カタログ、仕様書等	手の数値を	記載する
判 定 回答欄において回答が全て左欄にチェック で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチ			martine.	
検討の結果、以上相違ありません。 作成責 会 社		文年月日 年	月	日)
所属・	 役職			
(フリ ッ 氏	ガナ) 名			ED

該非判定書について

- 国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、 判定の責任範囲を明確にした判定書を発行。
- ・社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非 判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書を入手。

判定対象貨物等の

名称、型式等は

合っているか?

該非判定書 (例)

あて先:△△商事 殿

商品名: 〇〇クリーナーA-30

●注意

判定書の発行は任意。様式は自由。

該非判定結果:輸出貿易管理令別表第1の3項(1)

貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由:本商品はフッ化水素を80%含有してるため。

プログラム(技術) など 必要とされる判定は 網羅しているか?

該当項番、判定結果、 判定根拠は明確かつ 妥当か? 判定日:令和2年7月〇日

判定者:××化学 OO太郎(印)

判定日以降に 法令改正がされて いないか?



- ・ 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- ・入手した判定書を鵜呑みにしないで、自社でも再確認をする。
- ・法令改正時などには、該非判定結果の見直しを行う。

輸出許可を要しない特例

輸出令第4条第1項

(注) 別表第1の1の項の貨物(武器)の輸出には適用されない。

- ・ 外国向け仮陸揚げ貨物
- 外国貿易船等が自己の用に供する船用品等
- ・ 無償で輸出される航空機用の機上装備用修理部品等
- 条約その他国際約束により輸出制限が免除される国際機関の輸出
- 本邦の大使館等に送付する公用の貨物
- ・ 無償での輸出を前提に無償で輸入した貨物

無償での輸入を前提に無償で輸出する貨物

無償貨物の取り扱い

(告示で指定)

• 少額のもの

少額特例

少額特例

リスト規制貨物が下記②、③、⑤に該当する場合には、 指定された金額の範囲内で輸出許可が不要。

輸出令	表第一の項番	少額特例・適用金額 (別表第四の地域以外)	別表第四の地域 (イラン、イラク、北朝鮮)
①1~4の項		×	
5~13 の項	②告示貨物※ ※告示で定める貨物:輸 経済産業大臣が定める貨		
0 ,5-54	③告示貨物以外	100万円以下	X
④14の項		×	
⑤15の項		5万円以下	
⑥16 の項	Į	×	

- i) 総額は船積み回数にかかわらず、契約書記載のリスト規制貨物の該当項番毎の総額
- ii)無償貨物の場合は、税関の鑑定価格
- iii)外貨建ての場合、日本銀行が公表する換算レート
- iv)リスト規制技術は適用されない
- V)輸出令別表第3の地域国向け以外の輸出には、大量破壊兵器や通常兵器の開発等のために用いられるお それがある場合などは適用されない。

キャッチオール規制の 対象品であることを忘れずに!

大量破壊兵器等キャッチオール規制

《経済産業省作成資料

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられる おそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域

輸出管理を厳格に実施している26カ国(グループA)を除く地域

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く。)

- 特に注意:懸念の強い貨物例 41品目

許可が必要となる要件

- (1) <u>経済産業省による判断</u> **一** インフォーム要件
 - 経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合
- (2) 輸出者による判断
- → 客観要件



用途・需要者に懸念があると 思われる場合には、経産省に 相談!

- ①用途要件(使用目的)
 - ・仕向先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か
- ②需要者要件(顧客)
 - ・仕向人・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う(行っていた)か否か

掲載の企業・組織か否か

通常兵器キャッチオール規制

※経済産業省作成資料

リスト規制品以外であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられる おそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)

懸念の強い貨物例 34品目

対象地域

国連武器禁輸国•地域 注1)

許可が必要となる要件

(1) <u>経済産業省による判断</u>=インフォーム要件

経済産業大臣から輸出許可申請をするよう通知

を受けた場合

(2) 輸出者による判断 = 客観要件

(用途要件のみ)

仕向先等において、通常兵器 注3) の 開発等に用いられるか否か リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)

一般国 注2)

インフォーム要件

用途に懸念があると思われる 場合には、前広に経産省に相談!

- 注1) 国連武器禁輸国・地域等(輸出令別表第3の2対象地域)10カ国・地域 アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、 南スーダン、スーダン
- 注2)輸出令別表第3の地域、国連武器禁輸国・地域を除く全ての国 (イラン、シリア、中国、ロシア等)
- 注3) 通常兵器: 大量破壊兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

許可申請・各種問合せ先

※経済産業省作成資料

1. 許可申請・連絡先は、HPの「個別許可申請」または「包括輸出許可の申請方法・様式」 から閲覧可。指定の窓口に、様式・添付書類等を準備したうえで申請・連絡!



貨物とその仕向地、技術とその提供先及び包括輸出許可の申請内容により 窓口が異なるので要確認。

- 2. その他の問合せ等は、内容に応じて以下の窓口に連絡を!
 - (1)防衛装備移転三原則や外国ユーザーリストに関する質問、 安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見

安全保障貿易管理政策課 🗈: 03-3501-2863

(2)安全保障貿易管理制度概要や法令解釈の質問

安全保障貿易管理課 [L]: 03-3501-2800

(3)リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続きなど) の質問



- 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、輸出貨物(技術)に関する説明資料を用意して連絡を!
 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途チェックリスト、顧客チェックリストを用意して連絡を!
 - 安全保障貿易審査課 [a:03-3501-2801
- (4)輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程(CP)に関する質問、不正輸出の連絡

安全保障貿易検査官室 [a:03-3501-2841

(5)安全保障貿易管理についての一般的な質問

安全保障貿易 案内窓口 [a: 03-3501-3679]

安全保障以外の輸出管理の目的は、国際協調等のためである。(外為法第48条第3項)

- (1) 国際収支の均衡維持
- (2) 外国貿易及び国民経済の健全な発展
- (3) 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行
- (4) 国際平和のための国際的な努力への我が国としての寄与
- (5) 我が国の平和及び安全の維持のための閣議決定の実施
- 輸出貿易管理令別表2に基づく規制貨物
 - (1)輸出数量規制物資
 - (2) 国際協定等による輸出規制物資
 - (3)輸出禁制物資等



ダイヤモンド、漁船、ワシントン条約、バーゼル条約、モントリオール議定書等関連貨物など



経済産業大臣の輸出の承認が必要

別表2の項	輸出承認品目	仕向地	経済産業省担当課・班
1	ダイヤモンド	全地域	貿易審査課 原子力等担当
2~18	(削除)		
19	血液製剤(原則輸出禁止)	全地域	貿易審査課 原子力等担当
20	核原料物質及び核燃料物質(使用済燃料を含む)	全地域	貿易審査課 原子力等担当
21	放射性廃棄物	全地域	貿易審査課 原子力等担当
21の2	放射性同位元素	全地域	貿易審査課 原子力等担当
21の3	麻薬、向精神薬の原材料等	全地域	貿易審査課 化学品担当
22~24	(削除)		
25	漁船用船舶	全地域	貿易審査課 原子力等担当
26~29	(削除)		
30	しいたけ種菌(原則輸出禁止)	全地域	貿易審査課 農水産室
31~32	(削除)		

別表2の項	輸出承認品目	仕向地	経済産業省担当課・班	
33	うなぎの稚魚	全地域	貿易審査課 農水産室	
34	冷凍あさり、はまぐり、いがい	米国	貿易審査課 農水産室	
35	オゾン層破壊物質(特定ハロン、特定フロン)	全地域	貿易審査課 原子力等担当	
3502 (1)	特定有害廃棄物	全地域	貿易審査課 バーゼル担当	
3502 (2)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する 廃棄物	全地域	貿易審查課 各経済産業局	
35の3	有害化学物質 (ロッテルダム条約、ストックホルム条約関連)	全地域	貿易審査課 化学品担当	
35の4	水銀、水銀化合物、水銀使用製品等 (水俣条約関係)	全地域	貿易審査課 化学品貿易審査担当	
36	ワシントン条約対象貨物	全地域	貿易審査課	
37	希少野生動植物の個体等	全地域	野生動植物貿易審査室	
38	かすみ網	全地域	各経済産業局	

別表2の項	輸出承認品目	仕向地	経済産業省担当課・班
39	偽造、変造又は模造の通貨、郵便切手、収入印紙	全地域	
40	反乱せん動書籍等	全地域	各税関
41	風俗を害する書籍等	全地域	
42	(削除)		
43	国宝、重要文化財等	全地域	貿易審查課 野生動植物貿易審查室
44	44 仕向国における特許権等侵害物品 (原産地を誤認させるべき貨物)		貿易審査課 原子力等班
45	45 認定手続が執られた貨物 (関税法第69条の12第1項)		貿易審査課

問合せ先

◎経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部貿易審查課 TEL:03-3501-1659

・農水産室 TEL:03-3501-0532

・野生動植物審査室 TEL:03-3501-1723

◎中部経済産業局

地域経済部国際課 TEL: 052-951-4091



北朝鮮に対する全貨物輸出禁止措置

平成18年10月北朝鮮核実験

国際連合安全保障理事会決議 第1718号(平成18年10月14日採択)



平成21年5月北朝鮮核実験

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について (平成21年6月16日閣議決定)



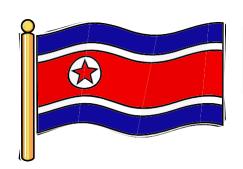
原則として北朝鮮向け輸出貨物の要承認化



- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成29年4月12日公布、平成29年4月12日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成31年4月12日公布、平成31年4月12日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(令和3年4月7日公布、令和3年4月7日施行)



<u> 2023年4月13日まで輸出禁止措置延長</u>



輸出禁止措置の例外

●国際連合、国際赤十字等の機関に対して無償で輸出される医薬品、食糧、衣料等

●受取人の個人的使用に供される衣料、食糧、 書籍類等

(国際郵便で送付される小包郵便物等に限る。)

問合せ先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課 TEL: 03-3501-0538 (直通)

1、ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置について(全体概要)

(1) ロシア及びベラルーシ向け国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置

軍事転用 ※対象品目:工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術可能な (2) ロシア及びベラルーショウは軍事能力等の強化

【3月18日施行】

(2) ロシア及びベラルーシ向け軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

※対象品目:半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術

【3月18日施行】

(3) ロシア向け化学兵器等関連物品の輸出の禁止措置

※対象品目:化学物質、化学製剤・細菌製剤製造用の装置

【10月7日施行】

軍事関連 団体向け 輸出禁止

輸出等禁

(止措置

品目の

輸出禁止

(4) ロシア及びベラルーシの特定団体(軍事関連団体)への輸出等の禁止措置

※対象団体:ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア287団体、ベラルーシ27団体

※外務省告示が改正され、ロシア21団体追加。禁止の対象範囲が拡大。【3月18日施行、4月1日、5月17日、7月5日、9月26日※団体追加】

(5) ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置

Ĭ (

※対象品目:量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

【5月20日施行】

(6)ロシア向け産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置

※対象品目:貨物自動車、ブルドーザ等

【6月17日施行】

(7) ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置

【3月18日施行、5月20日品目追加(石油精製関連の触媒)】

ぜいたく品輸出禁止

輸出禁止

(8) ロシア向け奢侈品(しゃし品) 輸出の禁止措置

※対象品目:高級自動車、宝飾品等

【4月5日施行】

輸入禁止 措置 (9) ロシアからの一部物品の輸入禁止措置

※対象品目:アルコール飲料、木材、機械類・電気機械

【4月19日施行】

輸出入 禁止措置 (10)「ドネツク人民共和国」(自称) 及び「ルハンスク人民共和国」(自称)との間の輸出入の

禁止措置

【輸入禁止は2月26日施行、輸出禁止は3月18日施行】

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。

ロシア向けの貨物 Yes 特定団体(軍事関連団体)向けの貨物 (※1) Yes No 輸出承認対象(不承認(※3. ※4)) 輸出貿易管理令別表第2の3の貨物(※2) No 輸出承認対象(不承認 (※3 ※4)) 輸出承認申請不要(※5)

- (※1)経済産業大臣が告示で指定する者(ロシア国防省、 ロシアの航空機メーカー等)
- (※2) 国際輸出管理レジーム対象品目(工作機械、炭素 繊維、高性能半導体等)、軍事能力等の強化に資す ると考えられる汎用品(一般的に使用される半導体、コ ンピュータ、通信機器等)、奢侈品、先端的な物品 (量子コンピューター、3Dプリンター等)、産業基盤強 化に資する物品(貨物自動車等)、化学兵器関連 等物品(化学物質、化学製剤・細菌製剤製造用の 装置)
- (※3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することが ある。詳細は次頁を参照
- (※4)輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。(無償の救じゅつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。)
- (※5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3~7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制 内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。



ご清聴ありがとうございました。

名古屋税関 業務部 特別審査官